

# 國學院大學學術情報リポジトリ

『日本書紀』景行天皇条における「御木のさを橋」(紀24)歌の記載意義：  
特集『日本書紀』研究の現在と未来

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小野, 諒巳, Ono, Asami メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00000612">https://doi.org/10.57529/00000612</a>

# 『日本書紀』景行天皇条における 「御木のさを橋」(紀24) 歌の記載意義

小野諒巳

## はじめに

『日本書紀』景行天皇十八年秋七月条にみえる御木国の国名起源は、十二年七月の熊襲背反に端を發した、景行天皇による九州親征の途上に描かれる。時人の歌(紀24)を契機として当地の巨木伝承を知った天皇により「御木」の国名が定められたというこの説話は『古事記』に見えず、「筑後国風土記逸文」には類話があるものの、歌が存在しない。

したがって紀24を含む本説話は、景行紀の独自性を考えるう

えで極めて重要な記事といえる。しかしながら、当該条に関する研究は巨木伝承と歌との関係性や原歌謡関連の議論こそ活発であったものの、歌が景行紀において果たした役割については、積極的に論じられてきたと言えない。

本稿では歌表現の考察を主軸とし、紀24の記載によって景行紀にいかなる文脈が齎されたのかを明らかにしたい。

## 一、先行研究と問題点

考察に先立ち、本稿の考察対象本文とその類話を示す。

〔日本書紀〕景行天皇十八年秋七月辛卯朔甲午

筑紫後国の御木に到り、高田行宮に居します。時に僵れたる樹有り。長さ九百七十丈なり。百寮、其の樹を踏みて往来ふ。時人、歌して曰く、

朝霜の御木のさを橋 まへつきみ い渡らすも 御木のさを橋(紀24)

といふ。爰に、天皇問ひて曰はく、「是、何の樹ぞ」とのたまふ。一老夫有りて曰さく、「是の樹は歴木なり。嘗未だ僵れざる先に、朝日の暉に当りては、則ち杵島山を隠し、夕日の暉に当りては、亦阿蘇山を覆ひき」とまをす。天皇の曰はく、「是の樹は神木なり。故、是の国を御木国と号くべし」とのたまふ。

〔筑後国風土記逸文〕三毛郡条(『釈日本紀』十、所収)

(公望の私記に曰ふ。案るに、筑後の国の風土記に云ふ) 三毛の郡(云々)昔者、棟の木一株、郡家の南のかたに生ひたり。その高さ九百七十丈なり。朝日之影、肥前の国の藤津の郡なる多良の峰を蔽ひ、暮日之影、肥後の国の山鹿の郡なる荒爪の山を蔽へり。(云々)困りて御木の国と曰ふ。後の人、訛りて三毛と曰ひつ、今、以ちて郡の名とせり。

『日本書紀』と「筑後国風土記逸文」とは細部に差異がある

ものの、大筋として極めて高い類似性を有しており、同じ土地を舞台とする類話と考えて大過はないだろう。その両者における最大の差異が歌(紀24)の有無である。大系本『日本書紀』は、本来は大樹伝説とは無関係の宮廷寿歌がミケという地名にひかれて載せられるに至ったものとする。在地の伝承が『日本書紀』に取り入れられた段階で歌と結びついたとする見方は基本的に首肯されよう。また、青木周平は『日本書紀』の景行天皇西征と九州風土記の記事とを比較し、複数ある類話のなかで当該条が最も大きな差異を有するとして「重要な相違は、「筑後国風土記」の伝承が、景行天皇との結び付きを明記していないことである。景行紀に対応する風土記で、景行天皇に伝承を結び付けない例は、右を除いて他に無い。」と述べた。

青木が指摘するように「筑後国風土記逸文」の巨木伝承には天皇との関わりがなく、歌もない。天皇が地名をもたらず存在として描かれることと、時人によつて紀24が詠まれることとは、『日本書紀』編纂者の主張と強く結びついたものと位置づけられるだろう。天皇が地名をもたらず点は天皇を中心に歴史を叙述する『日本書紀』の性質上、当然と言える。すると、より大きな問題として立ち上がるのが紀24の解釈なのである。

『日本書紀』の独自歌である紀24は、その解釈に様々な揺れを有している。そのなかでも特に注目されてきたのは、この歌が時人による批判なのか讃美なのかであった。

山路平四郎が「批判の心からではなく、憧憬あるいは畏怖の心をもって、その状態を詠嘆している」と述べる一方で、西宮一民は「大樹伝説と宮廷出仕に対する〈讃美〉の歌といふ従来の評価は誤りで、逆に群臣の無智に対する〈批判〉の歌と評価すべき」とする。それらの議論に対して松田信彦は「地の文、歌謡共に明らかに批判と読める文脈ではない。」とし、紀24を「ここで歌謡の役割は、賛美や批判といったものではなく、あくまで天皇の問いを導き出すスイッチのような役割」を担うものと位置づけた。<sup>8)</sup> 松田の言うように、散文部にも歌にも批判性は明確ではない。ただし歌が単なる「スイッチ」であるかは慎重に考える必要があるだろう。なぜなら、時人による「批判」と明確に読み取りにくいことは認められるにしろ、憧憬や讃美などの肯定的な性格が当該歌に含まれていないとは言い切れないからである。以後、これらの先行説を踏まえて紀24の解釈について考察を加えていきたい。

## 二、「百寮」から「まへつきみ」への変換

当該歌においてとりわけ注意されるのは「まへつきみ」の句である。ただしこの歌句の解釈にはほぼ揺れがなく、『釈日本紀』以降、一般的に天皇に近侍する身分の高い臣下(群臣)を指すものとされてきた。

和語「まへつきみ」の一字一音表記確例は当該句のみであるが、太宰府天満宮蔵『翰苑』倭国条の「麻卑兜吉寐」を「まへつきみ」と読むべき可能性が指摘されており、同書には続けて「華言大徳」とあることから、この「麻卑兜吉寐」なる存在は身分の高い臣下であろうと推察される。加えて、「まへつきみ」を詠んだと考えられる万葉歌を確認してみても、同様に高位の官人を示しているであろうことは動かない。

1 ますらをの 軻の音すなり もののふの 大臣おほまへつきみ 楯立つらしも  
 (①七六・元明天皇)

2 鳥山に 照れる橋 うずに刺し 仕へ奉るは 卿大夫たちまへつきみ  
 (⑩四二七六・藤原八束)<sup>10)</sup>

1は和銅元年の作、2は天平十三年の新嘗会における応詔歌である。2は『日本書紀』成立以降の例だが、参考として見て

いきたい。1の大臣は左大臣正二位の石上麻呂に比定され、2の卿大夫まへつきみは、左注によって従二位大納言巨勢朝臣から従五位下大伴家持が対象と考えられる。いずれも五位以上の官人であり、『万葉集』の歌では「まへつきみ」なる語が高官に対して用いられていることが分かる。<sup>11)</sup>

このように高位の官人を指すと考えられる「まへつきみ」の語が、紀24に先行する散文部において「百寮」と称されている点の問題となる。なぜならば、新編全集本『日本書紀』の頭注によれば「百官」の意であるという「百寮」の語と、高位の官人を指す「まへつきみ」の語とは、その対象範囲を異にすると考えられるからである。

このような言葉の差異に対する関心は従来薄かったが、佐佐木隆はこの点に着目し「群臣」は、天皇の御前に伺候する人、あるいは宮廷に仕える人。ここは、歌の直前の記述に見える『百寮』の言い換えだから、後者」と説いた。<sup>12)</sup>ただし、「まへつきみ」を「宮廷に仕える人」という広い範囲で捉えうる根拠は示されず、判然としない。他方、松田信彦は奈良時代の行幸記事において天皇に付き従うものとして「百寮」の姿が見え、かつ行幸に下級官人だけしか従駕しないと考えにくいと述べたうえで、次のように当該条の文脈を解釈した。

行幸時に「百寮」と書けば、そこには当然「群臣」たちも含まれているという、ある種の共通認識があつて、その上立つてこの文脈を読めば、日本書紀成立時、つまりは奈良時代初頭の人々には、十分に理解できたものと考えられるのである。(中略)歌謡の中に詠まれる「まへつきみ」は、地の文の「百寮」に含まれた存在であり、歌謡では特にその中の「まへつきみ」の出仕の様子を詠んだと考えることは、あながち無理ではなからう。(中略)百寮を含んだ「まへつきみ」と考えることも不可能ではない。<sup>13)</sup>

『続日本紀』の記事を踏まえた松田の指摘には説得力があるように思われるが、改めて『日本書紀』の表現からその妥当性を探ってみた。

『日本書紀』において、「百寮」と「まへつきみ」との範囲が重なり合っている可能性を有するのは、次の四例である。

3群卿を招きて宴まきこしめすこと数日へたり。時に皇子稚足彦尊・武内宿禰、宴庭に参赴す。天皇召して、其の故を問ひたまふ。因りて奏して曰さく、「其の宴樂の日には、群卿・百寮、必ず情は戲遊に在りて国家に存らず。若し狂生有りて、墻間の隙を伺はむか。故、門下に侍ひて非常に備へたり」とまをす。(景行紀五十一年正月)

4 妃忍坂大中姫命、群臣の憂吟ふに苦みて、親ら洗手水を執りて、皇子の前に進り、仍りて啓して曰さく、「大王、辞びたまひて位に即きたまはず。位空しくして、既に年月を経ぬ。群臣・百寮、愁へて所為知らず。願はくは、大王、群の望に従ひて、強に即帝位したまへ」とまをす。然れども、皇子聴すを欲したまはずして、背き居して言はず。(中略)此の時に当りて、季冬の節にして風亦烈しく寒し。大中姫の捧げたる鏡の水、溢れて腕に凝り、寒きに堪へずして死ぎなむとす。皇子、顧みて驚きたまひ、則ち扶け起して謂りて曰はく、「嗣位は重事にして、輒く就くこと得ず。是を以ちて、今までに従はず。然るに、今し群臣の請ふこと、事理灼然なり。何ぞ遂に謝びむや」とのたまふ。爰に大中姫命、仰ぎ欲びて、則ち群卿に謂りて曰く、「皇子、群臣の請ふことを聴さむとしたまふ。今し天皇の璽符を上るべし」といふ。是に群臣、大きに喜びて、即日天皇の璽符を捧げ、再拜みて上る。(允恭紀元年十有二月)

5 群臣、淳中倉太珠敷天皇の皇后額田部皇女に請して、踐祚さしめまつらむとす。皇后辞讓びたまふ。百寮、上表りて勸進る。三に至りて乃ち従ひたまふ。(推古即位前紀) 6 四に曰く、群卿百寮、礼を以ちて本とせよ。其れ民を治む

るの本は、要ず礼に在り。上礼なければ、下斉らず、下礼無ければ、必ず罪有り。是を以ちて、群臣礼有れば、位の次乱れず、百姓礼有れば、国家自づからに治ると。(※群臣有<sub>レ</sub>礼、位次不<sub>レ</sub>乱、百姓有<sub>レ</sub>礼、国家自治。)

(推古紀十二年四月)

「まへつきみ(群卿・群臣・卿大夫・大夫・公卿)」と「百寮」とは、多くの場合3・4・6のようにまとめて表記され、両者の間に差があると考えてよいことは4や5の例から推察される。4で忍坂大中姫が直接的に感じ取ったのは「群臣」の憂吟であり、直接言葉をかける対象も「群卿(群臣)」である。皇子に対する忍坂大中姫の発話には「群臣百寮」の両者が見えるが、忍坂大中姫と百寮との接点は描出されない。高位皇族の近くに待る者として「まへつきみ」が描かれているのは明らかである。また、5で群臣が皇后へ即位を直接要請し、百寮は上表文により即位を要請する点などを見て、「まへつきみ」と「百寮」との差は認めてよいように思う。

ここで、3と6の例を確認していきたい。この二例は、先掲松田論文において「まへつきみ」が「百寮」に、あるいは「百寮」が「まへつきみ」に含まれている例として掲示されたものであり、特に慎重な検討を要する。

松田は3について、当初天皇が宴に招くのは群卿だけとされるものの、会話内容によれば実際の宴の参加者は群卿百寮であるとし「はじめの『群卿』には、暗黙のうちにその背景にいる『百寮』まで含んだ用法」によると述べる。また、6については「群卿百寮」が「民」とともに記された後に「群臣」と「百姓」とが対応するように書かれている点に着目し、後半の「群臣」は直前に見える「群卿百寮」の意味で使われているものと指摘した。

確かに3では「群卿」が天皇に招かれて宴に参加したとされているのに対し、稚足彦が発話で「群卿百寮」とその範囲を拡張していることが問題になる。しかし、ここは必ずしも「百寮」が天皇主催の宴に参加したと考える必要はないのではないか。状況を見ても、宮廷で宴が催される時には、宮廷に奉仕する皆の心が遊興に惹かれてしまう、という文脈で読み取って差し支えないように思われる。3は、宴によって宮廷に生じる隙を案ずる発話であるため、群卿とともに、朝廷に奉仕する百寮もまた注意散漫になってしまうことを指摘したものと考えられるのである。6では、群卿百寮が後文で「群臣」のみに言い換えられており、松田の指摘も首肯されるように思われる。しかし、6の場合はその身分の対比が重要な文脈であるため、群卿と百

姓との中間にあたる「百寮」は、あえて挙げる必要がなかったと考えられるのではないか。6の漢字本文を見ると当該箇所は明確に対句を成しており、上は群臣、下は百姓という対比を重視したものと推察される。つまり、3も6も「まへつきみ」のなかにあえて百寮を含める必要は無く、両者の間には、他の例と同様に使い分けの意識をみてよいと考えられるのである。

無論、当該条が散文と歌という異なる表現で構成されている点は無視できない。実際は百寮のことを歌う場合でも、歌が音数などの制限を受ける表現方法である以上、他に適当な言葉がなかった可能性も考えられる。しかし、紀記の歌には「百寮」に相当しうる表現として「宮人(大宮人)」の語を見出すことができる。その例は『日本書紀』に一首(紀73)、『古事記』に三首(記82(紀73類歌)・記93・記101)みえるが、ここでは紀73の類歌である記82を除く三首を取り上げ、考察を加えていきたい。

- 7 宮人みやびとの 足結あゆひの小鈴 落ちにきと 宮人動みやびとよぶむ 里人さとびともゆめ(紀73)
- 8 御諸みちろに 築たくや玉垣 つき余あまし 誰たにかも依よらむ 神かみの宮(記93)
- 9 百石城ひゃくせきじょうの 大宮人おほみやびとは 鶉うす鳥 領巾りやうきん取り懸かけて 鶴つる鶴つる 尾行(記93)

き合へ 庭雀 群集り居て 今日もかも 酒水漬くらし  
高光る 日の宮人 事の 語り言も 是をば (記101)

7の前文では、允恭天皇の崩御後に太子である木梨輕皇子を見放した群臣が穴穗皇子を推戴する事件が勃発し、大前宿祢の家に逃れた太子を求めて穴穗皇子がその家を囲んだと語られている。この歌の場合、「宮人」は宮中に仕える人々を指し、対置される里人は大前宿祢の家にいる人々と解される。8は雄略天皇の求婚を受けて八十年もの歳月を待ち続けた赤猪子の詠歌であり、「宮人」は赤猪子自身を指すものと考えられている。神に仕えた年月が長すぎて、今後は誰に頼ればよいのかという歌意である。9は豊明の場での雄略天皇詠歌で、「大宮人」「日の宮人」は豊樂の席に侍る廷臣と解されよう。7から9の「(大)宮人」は天皇や神の宮に奉仕する者を指すと考えられ、特に7・9は広く宮中に奉仕する者と解してよい。

右に示した通り、宮人の語は「まへつきみ」のように高位の人物を限定して想起させる効果をもたない。そのため、百寮の歌い替えとしては適した表現と言えるだろう。例えば「宮人のい渡らすも」のようにすれば音数的にも問題はない。

ここで、先掲の松田論を振り返ってみよう。松田は、歌中の「まへつきみ」が散文部の「百寮」に含まれた存在であり、歌

では特に「まへつきみ」の出仕の様子を詠んだものと説いた。百寮に「まへつきみ」が含まれ得るかについては、先述の通り『日本書紀』中に確例がない。稿者は基本的に、両者には明確な身分差があるものと捉えるが、松田論の指摘する可能性を視野に入れたとしても、なぜ百寮のうちの「まへつきみ」が特に取り上げられて、歌われなければならないかという問いは立てねばならないだろう。

これまで、百寮と「まへつきみ」との間には身分差があると考えられること、また百寮と称される人々を指す表現としてより適切であろう「宮人」の語があるにも関わらず、当該歌では位相の異なる「まへつきみ」が選択されていることの不審について述べてきた。歌の言葉が「宮人」であれば、あるいは散文に「群卿百寮」とあれば、歌と散文とのずれはより少なく済んだものと思われる。それがないことから、編纂の時点において、散文と歌との間に生じるずれを許容していた可能性を示唆できるのではないか。より積極的に言えば、この「ずれ」こそが当該条の文脈を決定づける表現として配されている可能性を指摘できるのである。

以下、紀24の歌い手である「時人」の位置づけを確認し、その企図するところを論じていきたい。

### 三、『日本書紀』における「時人」歌の役割

紀24は、倒木の橋を踏んで高田行宮に通う百寮の姿を前提として、「時人」によって歌われたとある。この「時人」なる言葉は武田祐吉によって「その時代の人」を指すものとされており、今でもその点に認識の相違はない。先掲山路評釈は紀19の注で「時人は事件と直接関係のない第三者」であると述べ、さらに次のように指摘している。

纏った物語の最後に、単独に位置して、その事件の締括りの役を果たしているが、局外者の歌ったものとして、おのずからその事件に対する感想・批判の様相を帯びたものとなっている。其処に「時人歌」は、事件当時の人の歌であると同時に、その歌を選択した物語の語り手の心の窺えるもので、『書紀』における物語づくりの一つの手法ともいえるものである。

また、土橋寛は「時人」の歌が『日本書紀』のみに見えることを踏まえ、漢籍の影響に触れつつ、山路同様に時人歌の背後に「作者」の意図が看取される旨を次のように述べた。

時人の歌七首のうち、歌詞中に人名を詠んであるもの四首

(紀20・101・105<sup>112</sup>)、地名を詠みこんであるもの五首(紀19・24・84・101・105)で、このことは時人の歌が、事変そのものを歌ったものであることを、明らかに示している。

(中略)時人の歌を成立させるのはその作者である。たとえその「時人」なるものが、実際には誰であろうとも。

山路や土橋が指摘するように、『日本書紀』における「時人」の歌には『日本書紀』編纂者の意図が想定される。そして「時人」の歌には批評性が含まれているという理解もまた、多くの先学によって宜われている。

その時人歌の批評性は賞讃か非難かに大別できるが、歌内容によって評価が分かれるところであり、冒頭で述べたように当該歌も例に漏れない。そこで、紀24の歌い手である「時人」を論じるに先立ち、『日本書紀』にみえる他の時人歌を確認していきたい。

10爰に倭迹迹姫命、仰ぎ見て悔いて急居。則ち箸に陰を撞きて薨ります。乃ち大市に葬る。故、時人、其の墓を号けて箸墓と謂ふ。是の墓は、日は人作り、夜は神作る。故、大坂山の石を運びて造る。則ち山より墓に至るまで、人民相踵ぎて手通伝にして運ぶ。時人、歌して曰く、

おほさか  
大坂に 継ぎ登れる 石群を 手通伝に越さば 越しか

てむかも

(紀19・崇神紀十年九月)

11是より先に、兄窃に木刀を作り、形真刀に似せたり。當時に自ら佩き、弟真刀を佩く。共に淵の頭に到り、兄、弟に謂りて曰く、「淵の水清らに冷ゆ。願はくは共に游泳せむと欲ふ」といふ。弟、兄の言に従ひ、各佩ける刀を解き、淵の辺に置き、水中に沐む。乃ち兄先に陸に上がり、弟の真刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取り、共に相撃つ。弟木刀を抜くこと得ず。兄、弟飯入根を撃ちて殺す。故、時人、歌して曰く、

八雲立つ 出雲武が佩ける太刀 黒葛多巻き さみなしに  
あはれ (紀20・崇神紀六十年七月)

12大臣、境部臣を殺さむとして、兵を興して遣す。境部臣、軍の至れることを聞きて、仲子の阿椰を率ゐて、門に出でて胡床に坐して待つ。時に軍至りて、乃ち来目物部伊区比に令して絞らしめ、父子共に死せぬ。乃ち同処に埋めり。唯し兄子の毛津のみ尼寺の瓦舎に逃げ匿れ、即ち一二の尼を奸しつ。是に一尼、嫉妬みて顕さしむ。寺を囲みて捕へむとす。乃ち出でて畝傍山に入る。因りて山を探る。毛津、走げて入る所無し。頸を刺して山中に死せぬ。時人、歌して曰く、

畝傍山 木立薄けど 頼みかも 毛津の若子の 籠らせ  
りけむ (紀105・舒明即位前紀)

13東国の不尽河の辺の人大生部多、虫を祭ることを村里の人に勧めて曰く、「此は常世の神なり。此の神を祭らば、富と寿とを致す」といふ。巫覡等、遂に詐きて神語に託せて曰く、「常世の神を祭らば、貧しき人は富を致し、老いたる人は還りて少ゆ」といふ。是に由りて、加勧めて民の家の財宝を捨てしめ、酒を陳ね、菜・六畜を路側に陳ねて、呼はしめて曰く、「新しき富人来れり」といふ。都鄙の人、常世の虫を取り清座に置きて、歌ひ儼ひ福を求めて珍財を棄捨つ。都て益す所無く、損り費ゆること極めて甚し。是に、葛野の秦造河勝、民の惑はさるるを悪みて、大生部多を打つ。其の巫覡等、恐りて勧め祭ることを休む。時人、便ち作歌して曰く、

太秦は 神とも神と 聞え来る 常世の神を 打ち懲ま  
すも (紀112・皇極紀三年七月)

本稿の考察対象(紀24)を除けば、右の四例が時人歌の全例となる。いずれの場合も時人は事件の当事者としては描かれず、その歌は山路が述べていたように、直前に記された出来事に基づき第三者的視点から詠まれたものと位置づけられる。また、

紀19の「越しかてむかも」や紀105の「頼みかも……こもらせりけむ」などの推測、紀20の「さみなしにあはれ」のような詠嘆、そして紀112の「神とも神と聞こえ来る」のような表現に見られるごとく、時人歌には散文部に記された内容以外の、第三者たる時人の主観に基づく情報や感想が含みこまれていて、このことから、時人歌は単に事実を歌い上げるだけのものではなく、第三者の主観に基づく形式によって語られる何らかの批評性を有していると理解してよいだろう。その表現性を踏まえれば、時人歌を単なるスイッチとのみ位置づけることには不安が残る。10から13の歌には、時人の主観に基づいた表現が確認できる。それによれば、散文部の「百寮」とは異なる当該歌の「まへつきみ」という表現も、時人の視点が介在したことによって生じた差異と捉え得るのではないか。つまり、散文部に記されるとおり倒木を踏んで行宮に通ったのは「百寮」であったにも関わらず、その事件を知る同時代の第三者（具体的には、百寮が天皇の行宮へ通うさまを目にした御木の地の住人が想定される）である「時人」の目には、「百寮」が「まへつきみ」と称されるべき存在として映ったものと考えるのである。<sup>20)</sup>換言すれば、時人歌を含む当該条の述作者が、そのように語ろうとしたものと考えられる。大和を本拠地としない在地の人々の目を通して、

景行天皇に仕える「百寮」を「まへつきみ」と称し、さらに「渡らす」という敬語によってその出仕を歌うことは、在地の人間が景行天皇に奉仕する「百寮」の偉容を目の当たりにし、そこに尊崇の念を抱くに到ったということを物語る。そのような観点に立てば、当該歌の初句にあたる枕詞「朝霜の」についても、天皇と臣下との関係性を考える上で重要な役割が見出せるように思われる。

以下、節を変えて「朝霜の 御木のさを橋」の表現性について考察を加えていきたい。

#### 四、「朝霜の御木のさを橋」を渡る「まへつきみ」

「朝霜の」は『万葉集』にもしばしばみられ、「朝霜の 消易き命」(⑦一三七五)や「朝霜の 消なば消ぬべく」(⑪二四五八)などのように、朝の霜が消えやすいことから「消(け)」にかかる枕詞として用いられる。『釈日本紀』が私記を引いて「朝霜易消也。欲讀<sub>レ</sub> 泐概<sub>レ</sub> 之發語也。」と述べているように、当該歌にあつて多くは「御木<sub>け</sub>」にかかる枕詞として解釈されて久しい。<sup>21)</sup>しかし「け」にかかる枕詞は他にも「露霜の」や「白露の」、また「朝露の」など複数存在する。「露霜」「白露」「朝露」

などの「露」系ではなく「朝霜」なる枕詞が当該歌に用いられたことの意義は、改めて考えてみてもよいのではないだろうか。なぜならば、「朝霜」という表現は百寮やまへつきみら臣下の朝廷出仕と全くの無関係ではないと思われるからである。

14 八に曰く、群卿百寮、早く朝りて晏く退てよ。公事鹽靡く、終日に尽し難し。是を以ちて、遅く朝るときは急きことに速ばず、早く退ぶるときは必ず事尽きずと。

(推古紀十二年四月)

15 大派王、豊浦大臣に謂りて曰く、「群卿と百寮、朝参すること已に懈れり。今より以後、卯の始めに朝りて、巳の後に退てむ。因りて鍾を以ちて節とせよ」といふ。然るに大臣従はず。

(舒明紀八年七月)

16 天皇、小郡宮に処しまして、礼法を定めたまふ。其の制に曰く、「凡そ位有てる者は、要す寅時に、南門の外に、左右に羅列り、日の初めて出づるときを候ひて、庭に就きて再拜み、乃ち序に侍れ。若し晚く参む者は、入りて侍ること得ざれ。午時に到るに臨みて、鍾を聴きて罷れ。(後略)」といふ。

(孝徳紀大化三年是歲)

右に示したように『日本書紀』には官人の出仕時間に関する記事がある。その嚆矢は推古紀にみえる十七条憲法の第八であ

り、そこでは群卿百寮すなわち身分の高きも低きも、朝廷に仕える者は皆早い時間に出仕せよという。続く舒明紀では群卿百寮の出仕に怠慢があるため、卯時(午前六時)の出仕を求めたという。最後の孝徳紀では、位ある者は皆必ず寅時(午前三時)には南門の外に並ぶことを定められている。景行紀よりも時代の降る記事ではあるが、これらの例によれば、早朝の出仕を是とするのは『日本書紀』の共通認識であったと言えよう。そして舒明紀の記事を裏返せば、「懈り」無く正しい朝参は早朝に行われるべきものであったと言える。身分が高い者(群卿)も高くない者(百寮)も皆うち揃って早朝に出仕することを、『日本書紀』は理想としているのである。

紀24の「朝霜の」は、露霜や白露とは異なり明確な「朝」の時間帯を示している点で、臣下の理想的な出仕を想起させる効果を有していると言えよう。さらに、同じく朝の時間帯を示唆し、かつ「消」にかかる枕詞「朝露の」と「朝霜の」とを比較検討することで、紀24の表現性をより具体化していきたい。

17 父母が 成しのまにまに 箸向かふ 弟の命は 朝露の 消易き命 神のむた 争ひかねて……

(9)一八〇四

18 朝露の 消易き我が身 老いぬとも またをち反り 君をし待たむ

(11)二六八九

「消<sup>け</sup>」にかかる枕詞としての「朝露」は『万葉集』中に二例確認でき、「身<sup>み</sup>」や「命<sup>いのち</sup>」の消失に関わる。この点については『出曜経』巻一の「命如朝露」や『弘明集』巻二の「朝露之身」など仏典の表現と関係する可能性がある。他方「朝霜の」には、「朝霜の 消ぬべくのみや 時なしに 思ひ渡らむ 息の緒にして」(⑫三〇四五) などのように「朝露の」と用法が類似する一方で、それだけにはとどまらない表現性が看取できる。

19 朝霜の 消なば消ぬべく 思ひつつ いか<sup>い</sup>にこの夜を 明かしてむかも (⑪二四五八)

20 朝霜の 消易き命 誰がために 千歳もがもと 我が思はなくに (⑦一三七五)

19は「霜」に寄せた寄物陳思歌で、どのようにしてこの夜を明かしたものと結ばれている通り、「朝霜の」と歌いつつも、夜という時間帯を強く意識した内容になっている。次の20も「夜」と無縁ではない。20には「右の一首は、譬喩歌の類にあらず。ただし、闇の夜の歌人の所心の故に、並にこの歌を作る。因りてこの歌を以て、この次に載せたり。」という左注があり、作者が「闇の夜は 苦しきものを いっしかと 我が待つ月もはやも照らぬか」(⑦一三七四)の詠者であることが示されている。両歌は連作関係にあると考えられ、20においても「朝霜」

と「夜」との繋がりを見て取つてよいものと思われる。

「霜」と「夜」との結びつきは「居明かして 君をば待たむぬばたまの 我が黒髪に 霜は降るとも」(②八九)や「夕凝りの霜置きにけり 朝戸出にいたくし踏みて 人に知らゆな」(⑪二六九二)、「霜降りて 寒き夕は 大和し思ほゆ」(①六四)などの歌から読み取られるように、容易に連想しうる関係にあり、それは「朝霜」と詠まれた時にも変わらないものと考えられる。また、「朝霜の」を含む歌には冬や寒さとの関わりを見てとれるものもある。

21 ……ささげたる 旗のまねきは 冬ごもり 春さり来れば  
野ごとに 付きてある火のへに云ふ、「冬ごもり 春野  
焼く火の」 風のむた なびかふごとく 取り持てる 弓  
弭の騒き み雪降る 冬の林にへに云ふ、「木綿の林」  
つむじかも い巻き渡ると 思ふまで 聞き恐くへに  
云ふ、「諸人の 見惑ふまでに」 引き放つ 矢の繁けく  
大雪の 乱れて来れへに云ふ、「霰なす そちより来れ  
ば」 まつろはず 立ち向かひしも 露霜の 消なば消ぬ  
べく 行く鳥の 争ふはしにへに云ふ、「朝霜の 消な  
ば消と言ふに うつせみと 争ふはしに」 ……

(②一九九)

柿本人麻呂の高市皇子挽歌では、点線部のように雪や霰などの表現が複数見える。これらの表現は『日本書紀』では「列弩乱れ発ちて、矢の下ること雨の如し」(天武天皇元年七月辛亥条)と雨に喩えられており、雪のイメージは高市皇子挽歌に独自の表現といえよう。天平勝宝六年正月四日の歌に「霜の上に霰たばしり」(20四二九八)とあるほか、冬雑歌に「我が袖に霰たばしる」(10二三一二)、冬相間に「霰降り 板敢風吹き寒き夜や」(10二三三八)とあることによれば、21の「霰」は「雪」との類想により、寒々しく厳しい冬のイメージを背負っているものと考えられる。そして一云「朝霜の」は「露霜の」と置き換わる句として記述されており、「消」にかかる枕詞には「白露」「朝露」などの「露」系が少なからずあるにも関わらず、21では統一を図るように「霜」系の語が採用されたものと思われる。先述の通り、「霜」は夜や冬、寒さと関わって表現されることが少なくない。天武天皇元年七月の出来事を踏まえたと考えられる高市皇子挽歌において、季節外れともいえる「霜」の表現が点線部に示した他の表現とともに厳しい冬のイメージをもたらしように、紀24の場合も「朝霜の」という枕詞が、現実の季節(七月)を離れて厳しい寒さのイメージを想起させる役割を果たすものと考えられる。「まへつきみ」と見紛うばかり

に威儀を正した百寮が、霜も消えないような早朝に景行天皇の行宮へ「御木のさを橋」を踏んで出仕する情景は、理想的な朝廷の姿そのものといえるだろう。紀24は、天下統治の中核である大和から遠く離れた筑紫後国の行宮においても、天皇の朝廷が正しく機能していることを時人の目と口とをかりて描出したものであり、そのような景行朝廷の偉容は、そのまま天皇讚美へと結びつく。

『常陸国風土記』行方郡大生村条には、次のような記事がある。22倭武の天皇、相鹿の丘前の宮に坐す。この時、膳の炊屋舎を、浦の浜に構へ立て、をふね舩を編みて橋と作し、御在所に通はす。

天皇のもとへと通い、奉仕するための通路としての「橋」の存在が、朝廷へ報告するに値する古伝とされていたことは読み取ってよいように思う。また、天平十三年の作ではあるが、境部宿禰老麻呂の「三香の原の新都を讃むる歌」でも天皇への奉仕と関わる「橋」が、次のように歌われている。

23山背の 久邇の都は 春されば 花咲きををり 秋されば  
もみち葉にほひ 帯ばせる 泉の川の 上つ瀬に 打橋渡  
し 淀瀬には 浮き橋渡し あり通ひ 仕へ奉らむ 万代  
までに

23の橋は、新都において天皇の宮へと通うために架けられたものと思われる。その橋を通ってお仕えしようと思む官人の歌は、22とともに、天皇に奉仕するための宮路たる「橋」を重視したものと見て注目される。

右の二例と同じく、当該歌にあっても御木の地の倒木は高田行宮における宮路として機能し、天皇に仕える官人の奉仕を支えることになる。<sup>24)</sup>

では、この「さを橋」はいかなる橋か。最後にその点を考えておきたい。

「佐鳥廢志」に関する解釈の提示は『積日本紀』の「竿橋也。言、一橋也」が最も古く、その後、契沖が「狭小橋坎。大木ナレトモ、カケヌ橋ナレハ云坎」と竿橋説に加えて「狭小橋」説を示した。橋守部はそれらの先行説に対して「佐鳥廢志は、古註に竿橋とあれど、古意ならず。佐は真に通ひ、小は小筑波、小野の小にして、「小キ意に／＼は非ず」稱へ辭なり。」と述べ、「さ」「を」の双方を接頭語と解し、現代諸注の多くはこの守部説を採用している。<sup>25)</sup>

現状、「竿橋」「さ小橋」「さを橋」という三通りの解釈が粗上にのぼるわけであるが、このうち「竿橋」説は、上代文献において「竿」の語が何らかの事物を修飾する例が見当たらず、

管見の限り全ての場合が船の竿を指していたため、蓋然性が高いとは言いがたいように思う。そこで、接頭語「さ+を」を前提とし、「小橋」と捉える説とそれを否定する説との妥当性を、用例に基づき検討していきたい。

まず、接頭語の「さ+を」の例を確認する。

24 彦星の 川瀬を渡る さ小舟(左小舟)の え行きて泊てむ 川津し思はゆ (10)二〇九一

25 隠り処の 泊瀬の山の 大峰には 幡張り立て さ小峰 (佐袁々)には 幡張り立て 大小(意富袁)よし 仲定

める 思ひ妻あはれ 槻弓の 臥る臥りも 梓弓 立てり 立てりも 後も取り見る 思ひ妻あはれ (記88)

『時代別国語大辞典 上代編』によれば、接頭語「を」は「小さいの意を添え、また小さくかわいいものとして親しみをこめてもいう」ものだという。<sup>24)</sup>24は、船棚のない簡素な小さい船を指すとされる「棚なし小船」(①五八)と同じように小さな舟をイメージしている可能性が充分あるし、25は「大峰(意富袁)」との対として「さ小峰」が詠まれていることが「大小よし」の句から明白であり、「小さいもの」に冠された接頭語と解すべきであろう。ただし、紀24にあっては橋守部以下、多くの注釈書類において、「を」を「小」と解することに否定的な立場が

取られている。その所以は、新編全集本の頭注が大樹の伝承に對して「さ小橋」の表現にはふさわしくないとして、歌と大樹伝説とが本来別のものであったと指摘することと同根と考えられよう。

しかしここで顧みておきたいのが、「時人」歌は述作者の意図を反映したものであるという先学の指摘である。山路が時人歌から「物語の語り手の心」を読み取って『書紀』における物語づくりの一つの手法であると述べ、土橋が「時人の歌を成立させるのはその作者である」と指摘したように、「時人」の歌は『日本書紀』述作者の意向を反映したものと考えられる。したがって、当該歌が大樹の説話とは別の場所から採用されて説話に組み込まれたとしても、歌を含む当該条において「さ小橋」の語が無益な障害となるのであれば、この句を大樹説話とより合致するであろう「大橋」の語に変更し、大樹の偉大さを称揚する歌としてしまえばよい、という考え方も成り立ち得る。実際に、「大橋」なる表現は『万葉集』に二例(⑨一七四二、一七四三)確認できるのであるから、全くありえないことではあるまい。

本稿では、散文部との整合性のために「さを」を愛称や美称、親称と処理するのではなく、あえて、本来的な「小」の意味を

踏まえて「御木のさを橋」の語を解釈してみたい。その理由は、先に散文部の「百寮」と歌の「まへつきみ」との間に生じた落差に意味を見出したのと同じところにある<sup>(28)</sup>。

百寮の渡る橋が小さいもの(小橋)であると時人が歌った理由を考えると、ひとつには小さな橋として「御木のさを橋」が設定されていた可能性が挙げられる。ただしその場合、「小さな橋」をまへつきみの如き百寮が渡る、という歌内容の意義が分かりにくいように思われる。そこでここでは、歌に先行する散文部の表現「百寮」と「大樹」とに着目して、「小橋」の解釈を試みたい。

歌に先立って長さ九百七十丈の巨大な倒木の存在が示され、「百寮、其の樹を踏みて往来ふ」と説明されている以上、当該条の享受者が素直に想像する橋は大樹のイメージを揺曳するものと考えられる。しかし実際に歌われるのが「小橋」であれば、そこには散文部からもたらされたイメージとの乖離が生じる。

これを解消し得るのが、倒木を踏んで行宮へ往来したという「百寮」の表現なのではないだろうか。「百寮」は朝廷に仕える多数の官人たちを指す語である。したがって、ここで享受者が想像するのは、一人や二人ではない、大勢の官人たちの姿であろう。つまり、「大勢の官人」が倒木を渡ることによって、

その倒木が「小さな橋」に見えた——人数の多さゆえに本来巨大なはずの「橋」が小さく手狭になってしまった、その光景を歌ったものと考えるのである。

天皇によって「神木なり」と称されるほどの大樹の橋が「小橋」に映るような百寮の往来は、すなわち、天皇の朝廷の威容を物語るものと位置づけられる。

在地民である「時人」の主観を装った紀24によって表現された高田行宮における官人出仕の様相は、「まへつきみ」の如くに立派な百寮が、まだ冷える早朝に、大樹の橋を「小橋」となすほど大挙して出仕する、まさに理想的な朝参であったと解されるのである。

この臣下の朝参を支えたのが当地の象徴たる九百七十丈の神木であった意義は大きい。御木の国号起源になるような想像を絶する大樹さえ、天皇に奉仕する人々を支える場にあつては「小橋」と認識されるのである。このように、紀24は大樹を「小橋」と表現することによって、巨大な神木を「小橋」となさしめた景行天皇を讚美したものと考えられる。

### おわりに

以上、『日本書紀』景行天皇条における紀24の記載意義について述べてきた。『日本書紀』の表現によれば、紀24は「百寮」の出仕する姿を見た時人(同時代の第三者であり、在地民)により歌われたものと考えられる。「時人」が、散文部で「百寮」と示された存在を「まへつきみ」と歌うことは、神木を「瀾概(御木)」と発声するような辺境民の目を通したときに、景行天皇に仕える「百寮」が「まへつきみ(群臣)」の如く見えたことを表すと考えられる。そして、「朝霜の」の句は「ケ」を導く枕詞であると同時に、臣下が朝廷に出仕すべき早朝を想起させる表現であり、霜の解けきらないような早朝の寒さの中で、巨木の橋が「小橋」に映るほど大勢の臣下が、怠りなく出仕する理想的な朝廷のさまを想像させる。

当地の象徴たる神木さえ小橋としてしまうほど大規模な朝参を詠出し、景行天皇の朝廷を讚嘆する「時人」歌がここに収載されることの意義は、王権の中核である大和から遠く離れた地に理想的な朝廷の姿を現出せしめた偉大な天皇として、景行天皇を歴史上に位置づけることであつたと結論づける。

註

- (1) 『日本書紀』の引用は、新編日本古典文学全集『日本書紀』一～三(小島憲之・直木孝次郎・西宮一民・藏中進・毛利正守校注訳、小学館、一九九四年)・一九九八年による。なお、紀24の表記「さ小橋」「群臣」については論の展開と関わるため、引用に際して表記を改めている。用例11の「さみなしにも」「さ身無しに」から改めた(拙論「出雲の掌握と刀剣讚美」「さみなし」歌の解釈から)。「倭建人物語論」古事記の抒情表現「花鳥社、二〇一九年二月。初出二〇一六年八月)。
- (2) 『風土記』の引用は、新編日本古典文学全集『風土記』(植垣節也校注訳、小学館、一九九七年十月)による。
- (3) 日本古典文学大系『日本書紀』上(坂本太郎・井上光貞・家永三郎・大野晋校注、岩波書店、一九六七年三月)。
- (4) 青木周平「巨木伝承の展開と定着」(『青木周平著作集 中巻 古代の歌と散文の研究』おうふう、二〇一五年十一月。初出一九七八年十一月)。
- (5) 山路平四郎『記紀歌謡評釈』(東京堂出版、一九七三年九月)。
- (6) 西宮一民「日本書紀の「時人の歌」の新釈」(『皇学館大学紀要』三五、一九九六年十二月)。なお、今井昌子は西宮説を踏まえつつ、紀24が短歌の原初的な構造をもっている点に着目し、当該歌は土地の人によって歌われた(『日本書紀』編者の作ではない)大宮人非難の歌と解している(今井昌子「時人の歌」考(『甲南大学』『古代文学研究』五、一九九九年五月)。
- (7) 松田信彦「景行天皇紀、時人の歌(紀24番歌謡)についての一考察」(『日本書紀』編纂の研究』おうふう、二〇一七年六月。初出二〇〇七年三月)。
- (8) 松田信彦「解説」(大久間喜一郎・居駒永幸編『日本書紀「歌」全注釈』笠間書院、二〇〇八年三月)。
- (9) 黛弘道「冠位十二階考」(『律令国家成立史の研究』吉川弘文館、一九八二年十二月。初出一九五九年三月)によれば、従来「マヒトキミ」と訓まれてきた当該の漢字列中、「兜」の音はトの乙類音(真人の「ト」にあたる)とは考え難く、「ト」の甲類かそれに近い「ツ」に用いた可能性の方が高いという。なお、太宰府天満宮蔵「翰苑」の本文は、竹内理三「翰苑」(吉川弘文館、一九七七年五月)により影印を確認した。
- (10) 『万葉集』の引用は、新編日本古典文学全集『萬葉集』一～四(小島憲之・木下正俊・東野治之校注訳、小学館、一九九四年)・一九九六年による。
- (11) 新編全集本(註10)頭注によれば、「オホマヘツキミは太政官の太政大臣・左大臣・右大臣の総称」であり(一巻・65頁)、「原則として卿は三位以上の高官を意味し、文室智努らをさし、大夫は作者を含めた四・五位の同年輩の官人をさす」という(四巻・358頁)。
- (12) 佐佐木隆「日本書紀歌謡 簡注」(おうふう、二〇一〇年十二月)。註7に同じ。
- (13) 『古事記』の引用は、新編日本古典文学全集『古事記』(山口佳紀・神野志隆光校注訳、小学館、一九九七年六月)による。
- (14) 『日本書紀』の散文部にはしばしば「宮人」の語がみえ、それらが宮廷に仕える女性に限定されることから、紀24で橋を渡って奉仕する百寮が女性であるという読みの可能性を忌避して「まへつきみ」の語を選択したとも考え得る。ただし、宮人と里人とを対比させる紀73では「宮人」の語に女性性を担わせていると考え難く、男性の装身具と思しい「足結」とともに歌われている点も注意されよう。この例によれば、宮人の女性的イメージを忌避して紀24が「まへつきみ」を選択したとは言い切れない。

(16) 『日本書紀』における「百寮」の単独例は、三例確認できる。「天皇、

疾弥甚し。百寮と辞訣し、握手して歎歎したまひ、大殿に崩りましぬ。」  
 (雄略紀二十三年八月)、「天皇、射殿に御し、詔して百寮と海表の使者に射しめたまふ。」(清寧紀四年九月)、「詔して曰はく、『朕が聞けらく、十年に当りて耕まざるこ有らば、天下其の飢を受くること或り。女年に当りて續まざるこ有らば、天下其の寒を受くること或るときり。故、帝王躬ら耕りて農業を勧め、后妃親ら蚕して桑序を勉めたまふ。況むや厥の百寮より万族に暨るまでに、農績を廃棄して、殷富に至らむや。有司、普く天下に告りて、朕が懐はむことを識らしめよ』とのたまふ。」(継体紀元年三月)。いずれの例においても、「まへつきみ」と称される階級の者が含まれるかについては判然としない。他の「百寮」は「まへつきみ」とともに並記されており、その場合、混同されているとは考え難い。

(17) 武田祐吉『記紀歌謡集全講』(明治書院、一九五六年五月)。

(18) 土橋寛「童謡と時人の歌」『古代歌謡の世界』塙書房、一九六八年七月。

(19) 土橋が掲げていた用例中、紀84は「当世詞人」、紀101は「或有」の歌であるため、本稿では「時人」歌の用例から除外した。

(20) 時人が必ずしも現地の人間を指すわけではないという見方もあるが、当該条にあつては歌を契機としてその場で景行天皇の問いが導き出されている以上、その場に居合わせて景行天皇に歌を届けることができ人間であるうし、歌い手を景行天皇に随行してきた者たちと考えるのは不自然といえよう。紀24の表記「瀧概(御木)」を踏まえれば、当該歌が当地の民によるものだと考える蓋然性は高い。『日本書紀』歌全注釈は、紀24が歌われた時点では「御木」が地名ではないため「ミケ」を地名とするのではなく、後文に見えるように神木の意とすべき」という。「木」を「け」と発音することは景行紀十二年九月条に「是

御木 木、此には開と云ふ。」と示されており、また『万葉集』防人歌の「真木柱(麻気婆之良)」(20四三三二)「松の木の(麻都能気乃)」(20四三七五)などの例から、地方の発音として強く意識されていたものと思われる。そこから本稿では、紀24の「瀧概」は歌い手(時人)が現地民であることを強く印象づける表現であったと考えられる。またこの歌では、景行紀十八年八月条にみえる的邑の地名起源譚「時人、其の蓋を忘れし処を号けて浮羽と曰ふ。今しつと謂ふは訛れるなり。昔、筑紫の俗、蓋を号けて浮羽と曰ひしなり」のように、時人と称される者が、実質的に在地民であった実例によつても補強できるだろう。

(21) 卜部兼方『积日本紀』卷廿四(神道大系古典註釈編五『积日本紀』小野田光雄校注、神道大系編纂会、一九八六年十二月)。なお、武田全講(註17)は「阿佐志毛能」をアサジモノと訓み「シモは、古くから霜の義とされているが、ミケとのつづきあいもおかしいし、秋七月の歌に霜も変である。ジは助詞、モノは体言の助詞で、朝のものである意に、枕詞として、ミケ(御食)に冠するのだらう」と述べるが、『日本書紀』では「志」が清音であるという指摘(山路評釈)を踏まえれば、即座には領けない。また、註24のように景としての性質を重視する立場もある。

(22) 宮衛令によれば、第一開門の鼓を合図に大門以外の諸門を開くことが定められている。古記によれば第一開門の鼓は寅一点に、第二開門は卯四点に鼓を打つといい、この時間帯が官人出仕の時間となる(日本思想大系「律令」岩波書店、一九七六年十二月)。

(23) 本五・八八五番歌を「朝霧」とする注釈書類もあるが、非仙覚本系写契沖は「霜ハ木ニ置テ、ソレト見ユル物ナレハ、如此ツ、クルカ」と述べ(厚顔抄)上(契沖全集)七、岩波書店、一九七四年八月)、

山路平四郎(註5)がそれを継承し「天皇の御威勢を思わせる廷臣の

朝參に関する属目風景」と解している。

(25) 青木周平は景行天皇の西征には「巡狩」の性格があると述べ、西征の帰路に配される当該条には「天皇の支配の再確認」という意味があったと指摘する（註4、79頁）。当地の民（時人）によって景行天皇の朝廷が讃嘆されることは、すなわち御木国の民が天皇に心服したことを表し、天皇による支配の実現を確認する表現ともなるだろう。

(26) 「御木」が当地の象徴であったことと、それが天皇に仕える百寮の通い路として機能していることを考えれば、御木の国の象徴たる大樹が間接的に天皇へ奉仕するさまを描出したものが、紀24であると言える。そのような発想を共有するものとしては、例えば仁徳記にみえる、その影が「旦日に当れば、淡道島に速り、夕日に当れば、高安山を越え」る大樹が船となり天皇に大御水を奉るために用いられたという枯野の船の伝承や、「やまつみの 奉る御調と……川の神も 大御食に 仕へ奉ると」（①三八）と天皇に対する山川の神の奉仕を歌う柿本人麻呂の吉野讚歌のような例が挙げられよう。

(27) 橘守部『稜威言別』（『新訂増補橘守部全集』三、東京美術、一九六七  
年九月）。

(28) 「大樹」と「小橋」の矛盾について、『日本書紀「歌」全注釈』のよ  
うに「読み手に対する述作者の状況説明で、倒木の元の木の長さの説明  
するわけだが、実際に橋となっている（中略）部分が九百七十丈ある  
わけではない」（92頁）という見方もあるが、それは「小橋」の語の  
意味を解釈したことにはならないだろう。本稿は、「実際の橋を（そ  
れがどのような大きさであるにしろ）小橋と表現したこと」の意義を  
問うものである。